

1 泊当たりの宿泊費上限額の変更について

宿泊費の上限額については、大崎市職員等の旅費に関する条例に定める額として1泊13,100円でしたが、条例改正に伴い、令和8年度から下記のとおり、都道府県毎の単価に変更となります。

上限額	都道府県
21,000円	東京都
20,000円	京都府
17,000円	千葉県, 兵庫県, 福岡県
16,000円	埼玉県, 神奈川県, 新潟県, 大阪府
15,000円	北海道, 香川県
14,000円	岡山県, 広島県, 熊本県
13,000円	山梨県, 長野県, 岐阜県, 長崎県
12,000円	青森県, 群馬県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 奈良県, 島根県, 愛媛県, 高知県, 沖縄県
11,000円	秋田県, 茨城県, 栃木県, 富山県, 滋賀県, 和歌山県, 佐賀県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
10,000円	岩手県, 山形県, 石川県, 福井県, 徳島県
9,000円	福島県, 鳥取県, 山口県

※助成額は2分の1です。また、実際の宿泊費が上限額以内の場合は、実際の宿泊費から算出します。